

《新規申請に必要な書類等》

【共通して必要な物】

- 利用者の介護保険被保険者証
- 利用者および配偶者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- 配偶者の非課税証明書（配偶者が桜井市外に住民登録している場合）
- 下表の通帳等とその写し（利用者及びその配偶者の分）

【利用者本人が手続きする場合】

- 利用者の本人確認書類（顔写真付きのもので1点、その他は2点）

【代理人による手続きの場合】

- 代理人の本人確認書類（顔写真付きのもので1点、その他は2点）

《預貯金等の確認書類について》（配偶者分も必要です。）

Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。
A 以下の表のとおりです。

※ 申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金（普通・定期）	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金（現金）	自己申告

負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）また、価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。

※ 預貯金等に含まれないもの
 ・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
 ・ 絵画、骨董品、家財など

※見開きの口座情報のページと最新の残高がわかるページをコピーしてください。

【見開きページ】

太郎銀行 支店コード (△△△△)			
マイキ			
サクライ タロウ			
通帳限度額等	店番	口座番号	発行番号
	〇〇〇	99999999	1
株式会社 桜井太郎銀行			
取扱支店 太郎支店			
TEL : 〇〇〇〇-〇〇-△△△△			
カード紛失センター 0120-〇〇〇〇〇〇			
この通帳を拾得された方は上記カード紛失センターへご連絡ください。			
【店名】太郎支店（読み タロウシデン）			
【店番】〇〇〇【預金種目】普通預金【口座番号】9999999			

【最新の残高ページ】

	年月日	取扱店	預り金額	支払金額	残高	
1	2019/3/1	〇〇〇	100		100	1
2	2019/3/2	□□□		100	0	2
3	2019/3/3	〇〇〇	100		100	3
4	2019/3/4	□□□		100	0	4
5	2019/3/5	〇〇〇	1000		1000	5
6	2019/4/1	□□□		1000	0	6
7	2019/4/2	〇〇〇	100		100	7
8	2019/4/3	□□□		100	0	8
9	2019/4/4	〇〇〇	1000		1000	9
10	2019/4/5	□□□		1000	0	10
11	2019/5/1	〇〇〇	10000		10000	11
12	2019/5/2	□□□		10000	0	12
13	2019/5/3	〇〇〇	100000		100000	13
14	2019/5/4	□□□		100000	0	14
15	2019/5/5	〇〇〇	50000		50000	15
16	2019/6/1	□□□		50000	0	16
17	2019/6/2	〇〇〇	100000		100000	17
18	2019/6/3	□□□		100000	0	18
19	2019/6/4	〇〇〇	50000		50000	19
20	2019/6/5	□□□		50000	0	20
21	2019/6/6	〇〇〇	100000		100000	21
22	2019/6/7	□□□	1000000		1100000	22
23						23

(1枚めくったページの見開きです)